

## 松阪市 月2回土日完全週休2日制工事（発注者指定型）試行要領

### （目的）

第1条 建設業では、就業者の高齢化と若年者の入職減少が進むなか、将来の担い手の確保が重要な課題となっており、建設現場の就労環境の改善による担い手の確保が期待されている。

就労環境改善の取組みとして、土曜日及び日曜日等を工事現場の閉所日とする取組みを試行的に行うことにより、週休2日の普及に向けた効果、課題を把握する。

### （月2回土日完全週休2日制の定義）

第2条 工事開始日から工事完成届の提出日までを対象期間<sup>※1</sup>として、原則、すべての日曜日と「第2、4週」、「第1、3週」などあらかじめ決めた月2回の土曜日（以下、指定土日とする。）を現場閉所日<sup>※2</sup>とし、かつ4週8休以上（現場閉所日数/対象期間日数=28.5%以上）を現場閉所とする。

※1 「準備期間」、「後片付け期間」、「夏季休暇（3日間）」、「年末年始休暇（6日間）」、「工場製作のみの期間」、「工事事務等による不稼働期間」、「天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間」、「その他、受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間」は対象期間から除く。

※2 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

ただし、緊急対応など、やむを得ない理由がある場合には、発注者との協議により休日を別の日への振替可能とする。この場合において、受注者の責によらず現場閉所日の作業を発注者が指示し、作業日の振替を行った場合は現場閉所日と同様に扱う。

振替可能な期間は、対象期間中で振替作業を行った休日から4週間以内とする。

### （対象工事）

第3条 対象工事は、すべての工事を対象とする。ただし、以下の工事については対象外とする。

①工事の実作業日数が20日未満の工事

②現場閉所困難な工事

- ・災害復旧工事など早急に工事を完成する必要がある工事
- ・その他、発注者が週休2日制工事として実施することが困難と判断した工事

(入札公告への明示)

第4条 発注者は入札公告において、月2回土日完全週休2日制（発注者指定型）である旨を明示する。また、必要な事項については、特記仕様書に定める。

(実施方法)

第5条 受注者は、契約締結後10日以内に、月2回の土曜日に現場閉所する週を様式1にて、監督員へ提出すること。

(受注者の取組内容)

第6条 受注者は対象期間中、毎月、条件を満たす休日等取得計画／実績書を作成し、発注者に提出すること。

2 受注者は対象期間中、毎月、上記で作成した休日等取得計画／実績書に現場の閉所実績を追記し、発注者に提出すること。

3 受注者は、下請業者に対し、月2回土日完全週休2日制工事の取組にあたり必要な事項について協力を依頼すること。

(各工事費率の補正)

第7条 月2回土日完全週休2日制に関する経費は、当初積算時に4週8休以上（現場閉所日数/対象期間日数=28.5%以上）の現場閉所を前提とした補正係数（下記の率）を乗じたそれぞれの経費（労務費、機械経費（機械賃料）、共通仮設費率、現場管理費率、市場単価）を計上するとともに、標準単価については、4週8休以上の設計単価を適用し計上する。

なお、対象期間中の指定土日の現場閉所、4週8休以上（現場閉所日数/対象期間日数=28.5%以上）の現場閉所の両方又は一方が達成できなかった場合は、補正分を減額変更する。

【補正係数】

労務費	: 1.05
機械経費（賃料）	: 1.04
共通仮設費率	: 1.04
現場管理費率	: 1.06
市場単価方式	: 三重県週休2日制試行要領・特記仕様書【土木工事編】 【別紙1 補正係数】に準ずる。

(現場閉所に係る調査)

第8条 月2回土日完全週休2日制工事の現場閉所について疑義がある場合は、発注者は受注者に対し出勤簿等の提出を求めるなど、現場閉所に係る調査をすることがある。

(工事成績評価における評価等)

第9条 対象期間内におけるすべての土曜日と日曜日を現場閉所することができた場合、工事竣工検査評価書(2. 施工計画及び工程管理)において加点評価をする。

発注者は、受注者が月2回土日完全週休2日を達成できなかった場合において、原則、文書による是正指示や当該工事に係る検査評価の減点対象としないものとする。

(その他)

第10条 「三重県建設業労働時間削減推進協議会<sup>※3</sup>」が配布する「週休二日制取組宣言」を工事現場の公衆の見やすいところに掲示するよう努める。

※3 建設事業の働き方改革関連法による時間外労働の上限規制が令和6年(2024年)4月1日から適用されるため、これに向けて、長時間労働削減に関する自主的取組の促進を図ることを目的として、三重県、厚生労働省三重労働局及び三重県建設業協会等で構成する組織)

附則 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

【土木工事編】

様式1

月2回土日完全週休2日制工事（発注者指定型）

月2回土日完全週休2日の指定について

以下のいずれかをしてください。  
月2回、土曜日現場閉所する週を

：「第1、3週」

：「第2、4週」

：「第□、□週」 とします。

令和 年 月 日

工事名： \_\_\_\_\_

会社名： \_\_\_\_\_

現場代理人： \_\_\_\_\_

※ 対象期間内におけるすべての土曜日と日曜日を現場閉所することができた場合、工事竣工検査評定書（2. 施工計画及び工程管理）において加点評価をする。

※ 月2回土日完全週休2日の達成が出来なかった場合は経費等を減額する。